新たな道路占用関連システムについて
～「管理」から「マネジメント」へと変わる道路占用行政～

国土交通省　道路局　路政課　道路利用調整室

Q　新たな道路占用関連システムは必要なのでしょうか。

A　最も大きな契機となったのは、令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故です。

この事故では、老朽化した下水道管の破損が原因となり、道路が大規模に陥没しました。この痛ましい事故をきっかけに認識されたのは、「道路の安全を確保するためには、道路施設だけでなく地下に埋設された占用物件も含めた管理が必要である。」ということです。道路の地下には下水道、水道、ガス、電力、通信など、多くのライフラインが埋設されており、それらも含めて管理しなければ、道路の安全性は確保できません。

新たな道路占用関連システムは、そのための共通基盤として位置付けられます。

Q　占用許可申請の際に図面は提出されているのに、設置位置が把握できないのでしょうか。

A　占用許可時に提出される図面は、あくまでも計画段階の図面です。

実際の工事現場では、既設管や想定外の支障物が発見されることがあり、施工業者は安全に施工するために埋設位置を変更することがあります。

その変更後の情報が必ずしも道路管理者へ共有されていないこともあるため、「申請時の図面」と「実際の埋設位置」が異なる場合があります。

道路管理者としては、申請許可時の図面は保有していますが、それが現況を正確に表しているとは限らないため、地下空間の状況を完全に把握することが難しくなっています。

Q　なぜ道路管理者と占用事業者の連携が必要なのでしょうか。

A　道路の地下には、下水道、水道、ガス、電力、通信など多くの占用物件が埋設されています。

これらはそれぞれ異なる管理者が維持管理していますが、道路利用者から見れば同じ道路空間の一部です。

八潮市の道路陥没事故の際に、地下空間の位置情報を把握するのに時間を要したことから、道路の安全を確保するためには、占用事業者だけでなく道路管理者も含めて地下空間全体を把握し、連携して維持管理を行うことが必要とされたところです。

Q　竣工図のデジタル化の重要性と物件管理システムの導入によって何が変わるのでしょうか。

A　道路管理者にとって重要なのは「現在の正確な状態を知ること」です。

紙図面やPDFで保管していても、「必要な図面を探すのに時間がかかる」「道路単位で整理されていない」「他機関との共有が難しい」という課題があります。

一方、デジタルデータとして管理できれば、必要な場所を検索するだけで瞬時に平面図、断面図、ど

の施設がどの深さに埋設されているかまで把握できます。これにより、位置情報の一元管理が可能となり、道路の安全性を確保するとともに災害時等に道路管理者と占用事業者が連携して、災害復旧等に迅速な対応が可能となります。

デジタルデータで管理する方法として、物件管理システムを導入することにより、占用事業者から提供された情報を集約し、地下空間の一元管理が可能となります。

たとえば、道路工事を計画した際に、「この道路の地下には何が埋まっているのか」を確認すると、「下水道」「水道」「ガス」「電力」「通信」などの道路の地下に埋設されている占用物件が確認できるようになります。

Q　道路占用申請システムでは何が変わるのですか。

A　通常、「事前協議」「申請」「補正」「許可」「着手届」「完了届」といった手続ごとに書類を持参しなければならない場合があります。

道路占用申請システムでは、これらの手続をオンラインで実施できます。

その結果、「窓口往来の削減」「書類作成負担の軽減」「手続状況の見える化」が実現します。

Q　占用料の自動計算にはどのような効果がありますか。

A　占用料は、「占用物件の種類」「延長や面積」「占用期間」「減免措置」など複数の条件で算定されます。

手計算の場合、確認作業にも時間がかかり、計算誤りのリスクもあります。道路占用申請システムでは条件を入力するだけで自動計算されるため、業務負担の軽減と誤請求防止の両方に効果があります。

Q　道路工事調整システムはどのような効果がありますか。

A　現在の工事調整では、各機関から提出された表形式の資料を基に、人の目で重複箇所を確認しています。

そのため、「この道路は来年度舗装更新予定だった」「その直後に水道工事が予定されていた」といったことが後から判明する場合があります。

道路工事調整システムでは地図上で工事計画を共有するため、重複箇所を自動的に抽出できるようになります。

Q　なぜ今、道路占用行政が変わろうとしているのでしょうか。

A　道路下には多くのライフラインが埋設されており、道路の安全を確保するためには道路管理者だけでなく占用事業者との連携が不可欠となっています。

八潮市の道路陥没事故を契機として、地下空間全体を把握し、適切に維持管理する必要性が改めて認識されました。

これからの道路占用行政は、占用許可を処理する行政から、地下空間全体をマネジメントする行政へと転換していきます。

新たな道路占用関連システムは、その実現を支える基盤となる仕組みとなります。

【最後に】

道路の安全を守るためには、道路管理者だけでも、占用事業者だけでも十分ではありません。
これからは同じ情報を共有し、同じ地下空間を一緒に管理していく時代です。
新たな道路占用関連システムは、その連携を支える基盤となります。
占用許可を管理する時代から、道路地下空間をマネジメントする時代へ。
道路行政は今、大きな転換を迎えています。

新たな道路占用関連システムの概要（イメージ）

○ 新たな道路占用関連システムは、既に運営されている道路管理システムと同様に「物件管理システム」「道路占用申請システム」及び「道路工事調整システム」で構成
○ 全国統一型のクラウドシステムとすることで、共同利用によるシステム利用者の費用負担を軽減
○ 今後、占用事業者の点検結果等の情報を管理する予定

